

美祢市建設工事最低制限価格制度実施要領

平成 24 年 7 月 10 日

訓令第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、美祢市が発注する建設工事の請負契約の締結にあたり、美祢市財務規則(平成 20 年美祢市規則第 61 号)第 86 条の 2 第 2 項の規定するあらかじめ最低制限価格を設けて落札者を決定しようとするものの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事)

第 2 条 この訓令の対象となる工事は、競争入札により発注する建設工事又は製造の請負で、次に掲げる工事を除いたものとする。

- (1) 設計金額が 130 万円以下又は 3,000 万円以上の建設工事
- (2) 土木系工事のうち、土木等一般工事の請負工事費の構成において機器単体費を含む工事、機械設備工事及び電気設備工事
- (3) 営繕系工事のうち、機械設備工事及び電気設備工事
- (4) 解体工事

(最低制限価格の算出基準)

第 3 条 最低制限価格は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に掲げる算式によって算出した額とする。この場合において、各費目に所定の率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 土木系工事(土木等一般工事) 予定価格の算出基礎となった直接工事費の 10 分の 10 の額、共通仮設費の 10 分の 9 の額、現場管理費の 10 分の 8 の額及び一般管理費の 10 分の 7 の合算額(その額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)とする。
- (2) 営繕系工事(建築工事) 予定価格の算出基礎となった直接工事費(現場管理費相当額(次に掲げる工事の区分に応じて算定した額。以下同じ。)を減じた額とする。)の 10 分の 10 の額、共通仮設費の 10 分の 9 の額、現場管理費(現場管理費相当額を加算した額とする。)の 10 分の 8 の額及び一般管理費の 10 分の 7 の額の合算額(その額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)とする。
 - ア 営繕系工事のうち昇降機械設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費に 10 分の 2 を乗じた額
 - イ アを除く営繕系工事 直接工事費に 10 分の 1 を乗じた額

(最低制限価格の決定)

第 4 条 入札執行者は、入札日までに前条に定める方法により、最低制限価格の根拠となる書面を作成するものとする。

(入札参加者への周知)

第 5 条 入札執行者は、最低制限価格を設定したときは、その旨を指名通知により入札に参加させる者として指名した者全員に周知するものとする。

(落札者の決定等)

第 6 条 入札執行者は、最低制限価格を設定したときは落札者決定時に公表し、予定価格の

制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、最低制限価格を下回る価格で入札した者は不落札とする。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年8月1日から施行する。

(美祢市建設工事等に係る最低制限価格の設定に関する要領の廃止)

2 美祢市建設工事等に係る最低制限価格の設定に関する要領（平成20年美祢市訓令第72号）は廃止する。

附 則（平成26年訓令第23号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第8号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令第2号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。